

カーサ・デ・ヴェルデ 黒沢 サービス提供契約書

(目的)

第1条 サービス提供事業者（以下「事業者」という。）は、関係法令を遵守し、本契約に定める各種サービスを入居者に対し提供します。

2 入居者は、本契約の定めを承認すると同時に、事業者に対し、本契約に定める費用を支払うことに同意します。

(各種サービス)

第2条 事業者は、入居者に対して、次に掲げる各種サービスを提供します。

- 一 状況把握及び生活相談
- 二 食事の提供
- 三 入浴、排せつ、食事等の介護
- 四 洗濯、掃除等の家事
- 五 健康の維持増進

2 事業者は、入居者のために、医師に対する往診の依頼、通院の付き添いや入院の手続き代行等受療の援助は行いますが、介護サービスとして治療行為は行いません。なお、医療を受けるに当たって医療に要する費用は、差額ベッド代等の医療保険の給付対象とならない費用を含めてすべて入居者の負担となります。

3 入居者は、第三者に対して、次に掲げる行為を行うことはできません。

- 一 本契約に基づくサービスを受ける権利の全部又は一部の譲渡
- 二 その他上記に類する行為又は処分

(賠償責任)

第3条 事業者は、本契約に基づくサービスの提供にあたって、万一、事故が発生し入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して損害の賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は重大な過失がある場合には賠償額を減ずることがあります。

(秘密保持)

第4条 事業者は、業務上で知り得た入居者及びその家族に関する秘密並びに個人情報については、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合又は入居者の事前の同意がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。

(食事の提供)

第5条 事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程その他の文書に定め、それに基づいて入居者に食事を提供します。

- 一 事業者は、原則として施設内の食堂において、毎日入居者に1日3食の食事を提供する体制を整える。
- 二 事業者は、栄養士その他の食事の提供に必要な職員を配置する。
- 三 事業者は、事業者が指定する医師又は入居者の治療を担当する医師の特別の指示がある場合には、その指示により特別の食事を提供する。

2 入居者は、居室にある調理設備を利用して自ら調理すること（以下本項において「自炊」という。）ができます。ただし、事業者は、入居者の自炊が衛生上又は健康上相当でない場合は、医師の意見を聴いて、入居者の自炊を制限し若しくは中止するよう入居者に対し要請することができるものとします。

(健康の維持増進(健康管理))

第6条 事業者は、入居者の日常の健康状態に留意すると同時に、次に掲げる事項の詳細を管理規程その他の文書に定め、それに基づいて入居者が健康を維持するように助力します。

- 一 入居者が1年に1回以上の定期健康診断を受けうる機会を設ける
- 二 医師又は看護師等による健康相談を実施する
- 三 連携医療機関を定めるとともに、その具体的連携内容を文書で定める
- 四 入居者が罹病、負傷等により治療を必要とする場合には、医療機関又は目的施設において医師による必要な治療が受けられるよう、医療機関との連絡・紹介・受診手続・通院介助等の協力を行う

(レクリエーション等)

第7条 事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程その他の文書に定め、それに基づいて入居者に運動、娯楽等のレクリエーション等を提供します。

- 一 事業者が施設内において一般的に対応できる、運動・娯楽等のレクリエーションの内容
- 二 事業者が紹介できる施設外のレクリエーション等の概要と、これを利用する場合の費用の概要

(その他の支援サービス)

第8条 事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程その他の文書に定め、それに基づいて本契約に定める前条までのサービス以外の支援サービスを提供します(別途有料あり)。

- 一 事業者が、一般的に対応できる、入居者の生活必需品の購入、代金の立替払い、公租公課等の納付の代行、官公署等への届出や手続きの代行等の内容
- 二 身元引受人等への連絡
- 三 その他必要事項は、ご相談に応じます。

(利用料)

第9条 入居者は、事業者に対して、次の利用料を毎月支払うものとします。なお、各利用料の単価については、管理規程記載のとおりです。

利用料	管理共益費等	
支払方法	管理規程に定める	
内訳	サービス利用料	管理共益費等
	用途	入居者に対する生活支援サービス提供のための人件費及び物件費
	その他	「月払い費用及び使用料一覧表」にて表示
消費税	税法による(注:金額は総額表示とする。)	

- 2 前項に定める費用について、1か月に満たない期間の費用は、1か月を30日として日割計算した額とします。

(その他の費用)

第10条 事業者は、管理規程において、次に掲げる事項を含む各種の費用が入居者の負担となるのか等の詳細を明記するものとします。

- 一 入居者が居室で使用する水道・電気・電話・給湯・冷暖房等の使用料
 - 二 入居者が各種の共用施設を利用する場合の利用料
 - 三 その他あらかじめ事業者が定めた料金表に基づき、入居者の希望により事業者が提供した各種サービスの利用料
- 2 事業者は、前項の一号から三号までの費用のうち、入居者が支払うべき費用について、あらかじめ内訳を送付するものとします。

(費用の改定)

- 第11条 事業者は、第9条に規定する費用及び第10条の入居者が支払うべきその他の費用の額を改定することがあります。
- 2 事業者は、前項の費用の改定にあたっては、目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案して改定するものとします。
 - 3 本条第1項の改定にあたっては、事業者は入居者及び身元引受人等へ事前に通知します。

(契約の終了)

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する場合に、本契約は終了するものとします。
- 一 入居者が死亡したとき
 - 二 事業者が第13条(事業者からの契約解除)に基づき解約を行ったとき
 - 三 入居者が第14条(入居者からの契約解除)に基づき解約を行ったとき

(事業者からの契約解除)

- 第13条 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。
- 一 本契約の申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段によりサービスの提供を受けたとき
 - 二 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき
 - 三 建物賃貸借契約が解除されたとき
- 2 前項第1号及び第2号の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は次の各号の手続きによって行います。
- 一 契約解除の通告について60日の予告期間をおく
 - 二 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける
- 3 第1項第三号の規定に基づく契約の解除は、建物賃貸借契約の解除と同時に行います。

(入居者からの契約解除)

- 第14条 入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に契約解除の申し入れを行うことにより、本契約を解除することができます。契約解除の申し入れは事業者の定める解除届を事業者に届け出るものとします。
- 2 入居者が前項の解除届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日に本契約は解除されたものと推定します。

(誠意処理)

- 第15条 本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈については、事業者並びに入居者は相互に協議し、誠意をもって処理することとします。

(合意管轄)

- 第16条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、前橋地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、事業者及び入居者は予め合意します。

下記サービス提供事業者と入居者は、本契約書記載の提供サービスの内容等について、サービス提供契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

契約締結日 年 月 日

サービス提供事業者

<法人所在地>

群馬県高崎市矢中町187番地

<法人名・代表者名>

医療法人 社団美心会
理事長 黒澤 功

印

入居者

<住所>

<氏名>

印